業者負担の光熱水費に係る債権管理の不備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：枚方津田高等学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　枚方津田高等学校では、Ａ業者に対し、食堂及び自動販売機の設置のために行政財産（学校建物）の使用許可を行っている。【使用許可の状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 | 面積 | 使用料（年額） | 許可期間 |
| 食堂及び自動販売機（３台） | 117.55㎡ | 297,180円（平成25年度） | ・S63より５年単位で継続許可・H25.４.１～H28.３.31（教育委員会からの通知により３年間） |

　行政財産使用許可書の条項では、「使用者は、許可物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の必要な経費を負担しなければならない。」としている。　　学校は、光熱水費を食堂の業者使用分を含めて学校全体の使用料を一括して電力会社等に支払い、毎月子メーターを検針の上で業者に納付書を発行し、納付させている。　　滞納がある場合の債権の適正管理については、地方自治法第240条に規定されており、また、府では「府債権管理適正化指針」等に基づき管理を行うこととしている。※【地方自治法】　（債権）第240条 ２　普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。※　府債権管理適正化指針（平成19年３月）より抜粋(1)　文書・電話・訪問等による催告及び、交渉に着手する。(2)　債務者との交渉経過は必ず記録し保存する。(3)　財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から６ヶ月以内を目安に行う。※　大阪府債権回収・整理マニュアル（平成23年３月）より抜粋(4)　債務承認書の受領や一部納付は、債務の承認となり、時効が中断します。債務の承認により時効を中断させるためには、徴収金を承認する文言が入った「債務承認及び分納誓約書」（様式第20号）のような書面で債務を承認させることが必要です。 | Ａ業者は平成21年度以来、光熱水費を滞納しており、収入未済額は1,536千円に達しており、債権管理について、「府債権管理適正化指針」や「府債権回収・整理マニュアル」に定められた催告や調査等が行われていない。光熱水費の滞納状況　　（単位：千円、千円未満切捨て）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25(注) |
| 調定額 | 611 | 880 | 1,375 | 1,822 | 2,286 |
|  | 当該年度 | 611 | 662 | 679 | 724 | 599 |
| 繰越 | 0 | 218 | 695 | 1,098 | 1,686 |
| 収入済額 | 392 | 184 | 276 | 136 | 750 |
| 収入未済額 | 218 | 695 | 1,098 | 1,686 | 1,536 |

　　(注)平成26年１月17日現在(1)　口頭による現場での指導や電話による催告は行っているものの、文書による催告は行っていない。(2)　債権管理簿に交渉経過の記録がされていない。(3) 財産調査を滞納（債務不履行）から６か月以内を目安に行うことになっているが、行っていない。(4)　平成24年１月18日、同年７月10日、平成25年３月14日の３回、納付計画書を提出させているが、計画どおり履行がされていない。　　また、納付計画書は、マニュアルに定めるような様式ではなく、消滅時効の中断の効果がある文面（民法第147条に基づく「承認」）が入っていない。※　府財務規則第90条より抜粋　 債権管理者は、債権管理簿を備え、債権が発生し、又は府に帰属したときは、次に掲げる事項を記載しておかなければならない。・　交渉、滞納処分又は訴訟及び強制執行の経過その他処理状況に関する事項 | 　債権管理業務は、担当者任せとなっており、組織マネジメントが働いていない。取組が不十分であり、債権管理について、担当者、上司とも知識が十分ではなかったのは問題である。債権回収を確実に行うことは当然のことであるにもかかわらず、本件のように毅然とした対応が行われていないことは遺憾である。　ただちに「府債権管理適正化指針」等の債権管理のルールを十分理解し、法的措置も視野に入れた債権管理を徹底されたい。　　 |
|

|  |
| --- |
| ２　行政財産使用許可書の条項では、「使用者が許可書の内容に違反したときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。」としている。 |

|  |
| --- |
| ※　府行政財産使用料条例第４条使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。※　行政財産使用許可書の条項使用者は、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。 |

|  |
| --- |
| ※　教育委員会の府立学校食堂等に係る考え方・府立学校食堂等に係る公募方式導入について（総務部長あて平成24年９月28日付け教育委員会教育長照会）学校食堂は、生徒の食育・指導・安全の面から無くてはならない施設である。・府立学校食堂等に関する公募方式の導入について（府立学校長・准校長あて平成24年12月13日付け教育委員会教育長通知）食堂についての教育委員会の方針は、平成25年度４月１日以降食堂業者が撤退し、新規に募集する場合は、公募方式を導入し、業者が集まるか検証する。 |

 | 光熱水費の滞納があり、行政財産使用許可書に違反しているにもかかわらず、平成24年度末の許可期間満了まで使用させており、また、使用許可更新時に滞納を解消させることなく、平成25年４月１日から３年間の使用許可を行っていた。また、Ａ業者は、この行政財産の使用に係る使用料を、条例で定める「使用開始の日前」ではなく、平成25年４月16日に納付している。 | 　滞納を解消していないのに漫然と許可を行っていること及び使用料の遅延という条例違反を招いたことは問題である。今後、光熱水費の滞納を早期に解消させるため、許可条項で許可の取消しが可能であることも視野に入れつつ、債権回収に取り組まれたい。また、使用開始の日前に使用料を納付させることとされたい。 |
| 枚方津田高等学校の見解 |
| １　債権管理については、校長、事務長等組織全体で状況把握をし、業者に対して返済を求めるような組織体制が必要と認識した。今後の返済業務についても、教育委員会等とも協議連携しながら「府債権管理適正化指針」にのっとり、適正に対応していく。２　食堂は必要な施設との認識のもと、府教育委員会の「府立学校食堂等に関する公募方式の導入について」の方針を踏まえながら、食堂の営業について検討していく。 |
| 委員意見 |
| 当然行われてしかるべき債権管理に取り組んでこなかったことの責任を真摯に自覚し、早急に教育委員会とも連携し適正化に取り組まれたい。学校は、現在の業者以外に食堂を営業する者がいないと考えており、現業者の継続を前提としている。しかしながら光熱水費の滞納があることは問題であることから、まずは滞納の解消に目途を立て、目途が立たない場合は行政財産使用許可の取消しを検討すべきである。新たな業者を選定する場合は、教育委員会の公募方式導入の趣旨にのっとり、公募の導入について検証し今後の食堂のあり方を検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| 債権管理については、府債権管理適正化方針及び大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき、以下のとおり行った。債権管理業務については学校組織全体で取り組む課題とし、常に業者負担の光熱水費の納入状況把握に努めている。納入の遅延が確認された場合は、督促状の発送だけではなく業者と面談を実施し納入を促している。決して担当者だけの業務とはせずに、担当者からは上司に対し、報告・連絡・相談を行う。上司からは担当者にアドバイスや対応方針を伝える等学校組織全体で対応している。平成26年３月31日に債務承認及び分納誓約書を提出させ、債務額を確認させるとともにその分割納付計画に基づき支払いを求めた。その結果、滞納額1,526,771円については平成27年９月２日をもって完済となった。今後、滞納が発生しないよう継続して適切に指導するとともに、滞納額がかさみ解消に目途が立たない場合は行政財産使用許可の取消しをも検討する。新たな業者選定を必要とする場合は、教育庁の公募方式導入の方針を踏まえ、食堂の営業形態等も含めて検討する。 |